職員参集基準（大雪・水害・降灰）

★参集する職員は自分の3日分程度の食料と着替えを持参すること！

介護老人保健施設・介護医療院職員

職種	前日夜勤者	当日日勤者	当日休暇者
入所部門担当職員（看護・介護）	可能な限り翌日の日勤も行なう。 施設泊可能者は翌日の勤務に備える。	可能な限り出勤する。 施設泊可能者は翌日の勤務に備える。	出勤可能者は出勤する。
通所リハ担当職員		可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。
リハビリ職員		可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。
相談員・事務職員	可能であれば前日施設泊。	可能な限り出勤する。 施設泊可能者は翌日の勤務に備える。	出勤可能者は出勤する。
栄養課		可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。

※あくまでも自分の安全を第一に行動する。
※法人本部の一斉メール及び各部門責任者の指示がある場合は優先する。
※対策本部長（又はその時点の最高責任者）は、予測される災害の対策、対応についてBCP本部に報告する。
※対策本部は職員安否確認メールを各部門長に伝達する。

クリニック及び居宅・訪看・訪リハ勤務職員

職種	当日日勤者	当日休暇者
通所リハ担当職員	可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。
居宅職員	可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。
訪問看護職員	可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。
訪問リハ職員	可能な限り出勤する。	出勤可能者は出勤する。

※あくまでも自分の安全を第一に行動する。
※法人本部の一斉メール及び各部門責任者の指示がある場合は優先する。

出勤しなくてもよい場合

自身や家族が負傷した場合
自宅が被災した場合
通勤に危険が伴う場合